

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本交企第404号  
平成21年3月30日  
宮城県警察本部長

車両等の業務に関する違反通知要領の改正について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の34の規定に基づく監督行政庁等に対する通知事務実施要領については、「車両等の業務に関する違反通知要領の改正について（通達）」（平成15年1月29日付け宮本交企第20号）により運用してきたところであるが、所管事務の見直し等により、別添のとおり車両等の業務に関する違反通知要領を改正し、本年4月1日より運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い前記通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨等

道路交通法第108条の34の規定に基づく監督行政庁等に対する通知（以下「通知業務」という。）については、これまで交通部交通企画課において行っていたところであるが、当該通知業務の基となる交通事故、道路交通法令違反等に係る事務については交通部交通指導課が所管していることから、当該通知業務を交通部交通指導課において行うこととした。

2 施行期日

平成21年4月1日

## 車両等の業務に関する違反通知要領

### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の34の規定に基づき、車両等の運転者の法違反が車両等の使用者（以下「使用者」という。）の業務に関してなされた場合の使用者又はその監督行政庁に対する通知（以下「通知」という。）の手續を定めたものである。

### 第2 通知業務の要領

#### 1 通知事務主管課

本通知事務は、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）が行うものとする。

#### 2 通知対象事案

この要領に基づく通知対象事案は、法第108条の34の規定に該当する事案で、次の事案を通知対象とする。

- (1) 車両等の運転者（以下「運転者」という。）が、死亡事故又は重傷事故（3か月以上の加療を要するもの）を起こした場合
- (2) 運転者が逮捕された場合
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の定めによる自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の定めによる第二種貨物利用運送事業者（以下「自動車運送事業者等」という。）に雇用された運転者が、次の違反行為を行った場合

#### ア 道路交通法関係

- (ア) 酒酔い運転（法第117条の2第1号に規定する違反行為）
- (イ) 酒気帯び運転（法第117条の2第2号に規定する違反行為）
- (ウ) 麻薬等運転（法第117条の2第3号に規定する違反行為）
- (エ) 無免許運転（法第117条の4第2号に規定する違反行為）
- (オ) 過労運転等（法第117条の2の2第5号に規定する違反行為）
- (カ) 大型自動車等無資格運転（法第118条第1項第7号に規定する違反行為）
- (キ) 救護義務違反（法第117条に規定する違反行為）
- (ク) 最高速度違反（30キロメートル毎時（高速自動車国道等においては40キロメートル毎時）以上に限る。）（法第118条第1項第1号又は同条第2項に規定する違反行為）
- (ケ) 積載物重量制限超過（大型等10割以上）（法第118条第1項第2号に規定する違反行為）

#### イ その他の法令関係

- (ア) 無車検運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条及び第58条第1項の規定に違反する行為）

- (4) 無保険運行（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条の規定に違反する行為）

### 3 通知先

#### (1) 監督行政庁に対する通知

監督行政庁に対する通知は、使用者が自動車運送事業者等の場合、当該事業者等を監督する東北運輸局宮城運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）に対して行うものとする。

なお、当該事業者等を監督する行政庁が他の都道府県にある場合は、運輸支局長を経由して行うものとする。

#### (2) 使用者に対する通知

使用者に対する通知は、使用者が自動車運送事業者等以外の者で、法第74条の3の規定による安全運転管理者を選任している場合に限り行うものとする。

なお、本通知は車両等の使用の本拠の位置が宮城県内の場合についてのみ行うものとする。

### 4 通知の時期及び方法

#### (1) 通知の時期

交通指導課長は、通知対象事案を認知したときは違反内容を的確に把握し、速やかに通知するものとする。

#### (2) 通知の方法

違反の通知は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の5に規定する通知書（監督行政庁に対しては別記様式第1号、車両等の使用者に対しては別記様式第2号）により行うものとする。

### 5 通知対象事案の報告要領等

警察署長は、通知対象事案が発生した場合は、速やかに事案の内容について交通指導課長に報告するとともに、報告後に判明した事案についても追加報告すること。

なお、報告要領は次によること。

#### (1) 死傷事故の場合

第2-2-(1)に掲げる死傷事故が発生した場合は、交通事故情報管理システムの重大事故発生報告書により報告すること。

#### (2) 運転者の逮捕事案の場合

第2-2-(2)に掲げる逮捕事案が発生した場合は、「交通事件の逮捕権の運用について（通達）」（平成11年8月2日付け宮本指第548号）の交通事件被疑者逮捕報告書により報告すること。

#### (3) 違反検挙の場合

第2-2-(3)に掲げる違反行為を検挙した場合は、別記様式第3号に交通事件原票又は犯罪事件処理簿の写しを添付して報告すること。

## 第3 運用上の留意事項

## 1 違反通知範囲及び事案の限定

違反通知は、法第108条の34の規定による使用者の業務に関してなされた法違反すべてについて、個々の使用者及び監督行政庁に通知すべきことを規定しているが、迅速な通知業務を行うため、通知の範囲は自動車運送事業所等を監督する行政庁に、使用者については安全運転管理者を選任している場合にのみ行い、通知対象事案については法違反を伴う交通死亡事故等と自動車運送事業所等に雇用された運転者による特定違反に限定して実施することとしたものである。

## 2 運輸支局長との連携

交通指導課長は、通知事務が円滑に行われるよう運輸支局長と緊密な連携を図ること。

## 3 通知文書等の整理保管

- (1) 交通指導課長は、この要領に基づいて違反通知した場合、別記様式第4号「違反通知一覧表」に記録するとともに、通知書の写しを整理保管するものとする。
- (2) 交通指導課長は、運輸支局長から違反通知に基づく処分結果を記載した文書が送付された場合、別記様式第4号の処分結果欄に記載するとともに、同文書を整理保管するものとする。

## 道 路 交 通 法 令 違 反 通 知 書

年 月 日

東北運輸局宮城運輸支局長 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会

次の運転者に係る道路交通法令違反は、車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認められるので、道路交通法第108条の34の規定により通知します。

運 転 者	住 所	
	氏 名	年 月 日生
番号標に表示されている番号		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
違 反 内 容	違反・事故 の種別	
	日 時	
	場 所	
備 考		
取 扱 所 属		

## 道 路 交 通 法 令 違 反 通 知 書

年 月 日

車 両 使 用 者 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会

次の運転者に係る道路交通法令違反は、車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認められるので、道路交通法第108条の34の規定により通知します。

運 転 者	住 所	
	氏 名	年 月 日生
番号標に表示されている番号		
違 反 内 容	違反・事故 の種別	
	日 時	
	場 所	
備 考		
取 扱 所 属		

年 月 日

交 通 部 長 殿

署（隊）長

通 知 対 象 違 反 検 挙 報 告

検 挙 日 時		
検 挙 場 所		
運 転 者	住 所	
	職 業	
	氏 名	年 月 日生
	運 転 車 両	車両種別 登録番号
車 両 使 用 者	使 用 者 名 (会社名)	
	住 所	
違 反 種 別		
違 反 の 概 要		----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
備 考		
検 挙 者		警察署（隊） 階級 氏名
交通事件原票番号		

## 違反通知一覧表( 年)

番号	通知月日	通知先	運転者氏名	使用者(事業者)	違反内容	運輸支局における処分結果
1	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日
2	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日
3	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日
4	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日
5	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日
6	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日
7	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日
8	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日
9	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日
10	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日
11	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日
12	月 日	運輸支局 使用者	(歳)	住所 名称		回答受理 処分内容 処分月日